

## がん登録データの利用・提供ルールについて

### 1 申請主体及び法的根拠

「がん登録等の推進に関する法律」は、がん登録情報の活用について定め、がんの調査研究を推進し、がん対策の一層の充実に資することを目的としており、利用する者や利用目的を下記のとおりとしている。

#### (1) 都道府県知事による利用等（法第18条）

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を自ら利用し、又は次に掲げる者に提供することができる。この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次号及び次条第一項において同じ。）
- 二 当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人から当該都道府県のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該都道府県若しくは当該都道府県が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該都道府県知事が定める者

2 都道府県知事は、前項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定め、又は同項の規定による利用若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3 （略）

#### (2) 市町村等への提供（法第19条）

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うものとする。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村の長又は当該市町村が設立した地方独立行政法人
- 二 当該都道府県の区域内の市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人から当該市町村のがん対策の企画立案若しくは実施に必要ながんに係る調査研究の委託を受けた者又は当該市町村若しくは当該市町村が設立した地方独立行政法人と共同して当該がんに係る調査研究を行う者
- 三 前号に掲げる者に準ずる者として当該市町村の長が定める者

2 都道府県知事は、前項の規定による提供を行おうとするときは、あらかじめ、前条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

3～4 （略）

### (3) その他の提供（研究的利用）（法第21条）

#### 第二十一条

1～7（略）

8 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、がんに係る調査研究であってがん医療の質の向上等に資するものの実績を相当程度有すること。

三 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報を取り扱うに当たって、がんの罹患等の秘密の漏えいの防止その他の当該都道府県がん情報の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

四 当該提供の求めを受けた都道府県がん情報に係るがん罹患した者が生存している場合にあっては、当該がんに係る調査研究を行う者が、当該がん罹患した者から当該がんに係る調査研究のために当該都道府県がん情報が提供されることについて同意を得ていること。

9 都道府県知事は、がんに係る調査研究を行う者から当該都道府県に係る都道府県がん情報につき匿名化が行われた情報の提供の求めを受けた場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該がんに係る調査研究に必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報の匿名化及び当該匿名化を行った情報の提供（当該提供の求めを受けた情報が都道府県がん情報に係る特定匿名化情報である場合にあっては、その提供）を行うことができる。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

一 当該がんに係る調査研究が、がん医療の質の向上等に資するものであること。

二 当該がんに係る調査研究を行う者が、当該提供を受ける都道府県がん情報の匿名化が行われた情報を取り扱うに当たって、当該匿名化が行われた情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じていること。

10 都道府県知事は、第八項の規定による提供又は前項の規定による匿名化若しくは提供を行おうとするときは、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

### (4) 病院等への提供（法第20条）

第二十条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。この場合においては、第十七条第一項ただし書の規定を準用する。

※「病院への提供」については、審議会への意見聴取は必須ではない。

## 2 利用提供体制の整備

がん登録情報の活用が法に明記されている一方で、情報の保護や利用については、法に基づき適切な取扱いが求められている。

### (1) 合議制の機関の設置

厚生労働大臣（全国のがん情報）及び都道府県知事（都道府県のがん情報）は、利用提供を行おうとするときは、審議会その他の合議制の機関に意見を聴かなければならないとされ、本県は、合議制機関として山形県がん登録情報利用等審議会を設置した。

### (2) 利用提供の手続き

厚生労働省は全国がん登録情報の利用提供について「全国がん登録情報の提供マニュアル」を定め、都道府県は都道府県がん情報の利用提供を行うにあたって「全国がん登録情報の提供マニュアル」を参考に、事務処理要綱及び利用規約を策定することとされた。

利用可能な情報は、山形県内の病院等から届け出された情報をもとに整理された罹患情報で、基本属性（年齢、性別、診断の時期等）とがんに関する情報（がんの種類、部位、進行度等）が含まれる。

#### ☞ 山形県がん情報及び匿名化が行われた山形県がん情報の提供に関する事務処理要綱

- ・運用体制（窓口機関の設置）
- ・受付・審査・結果通知・情報提供にかかる事務処理
- ・申出書等の各種様式

#### ☞ 山形県がん情報及び匿名化が行われた山形県がん情報の提供の利用規約

- ・管理方法、利用の制限、利用期間、利用終了後の処理、成果の公表等
- ・監査の実施、情報紛失・漏洩があった場合の対応、法・規約違反があった場合の措置

## 3 審議会の開催方法について(案)

県知事は、利用希望者から、がん登録情報提供依頼申出を受け、利用目的や提供情報の範囲等について、審議会の意見を聴き、提供の可否を決定します。

年2回の期限までに申し出があった場合に、以下のとおり審議会を開催することとしていかがでしょうか。

- |       | 申出期限   | → | 審議会  |
|-------|--------|---|------|
| ○ 第1回 | 5月31日  | → | 7月下旬 |
| ○ 第2回 | 11月30日 | → | 1月下旬 |